

令和7年1月15日

各位

中南信用金庫
理事長 大藤 勉

不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫におきまして、下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的使命を担い、信用を第一とする金融機関において、このような不祥事件が発生させ、被害に遭われたお客さま並びに当金庫をご支援、ご愛顧いただいているお客さまをはじめ、関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

事故者	元職員（渉外係）
発生店舗	茅ヶ崎支店
事故内容	お客さまからお預かりした定期積金の掛込金及び普通預金の預入資金の入金処理を行わない手口で着服
発覚日	令和6年11月21日
発生期間	令和6年1月24日～令和6年11月21日
事故金額	2,646,000円
発覚の端緒	令和6年11月20日、事故者が連絡のないまま欠勤していたところ、同日に事故者の退職の意思が示され、さらに同日、金券買取業者等より事故者に対する督促電話が当金庫に複数回あったことから、事故者の取扱案件の調査を開始しました。翌11月21日、事故者がお客さまよりお預かりした現金を入金処理しないまま着服している事実が発覚しました。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえで深くお詫び申し上げ、当金庫が被害金全額を弁済いたしました。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、速やかに所轄の警察署に相談しました。また、法令に基づく監督官庁への報告も行っています。

4. 当該職員及び管理者など関係者の処分

事故者は懲戒解雇処分としました。管理者等の処遇については内部規定に則り厳正な処分を行います。

5. 今後の対応

当金庫はこれまで、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の徹底を経営の最重要課題の一つとして業務運営を遂行してきました。しかし、今回このような事件が発生させてしまったことは、コンプライアンス態勢の徹底・強化が不十分で機能していなかったものと、深く反省しています。

今後は、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、再発防止策並びに役職員への教育を徹底することにより、

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成、内部管理態勢のより一層の強化・充実を図るとともに、地域の皆さまからの信頼回復を図るため、役職員一丸となって、全力で取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

お客さま専用窓口 中南信用金庫 お客さま相談担当

0463-61-2683

報道関係者窓口 中南信用金庫 総合企画部

0463-61-2648

受付時間 平日午前9時から午後5時

以上